

## 「法定相続情報証明制度」が始まります

「法定相続情報証明制度」が5月29日に施行されます。これは相続に係る不動産登記を促進するために創設されたもので、同日から全国の登記所（法務局）で「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」の入手申出ができるようになります。

### 《制度創設の背景とねらい》

不動産の所有者が死亡して所有権が相続人に移転する場合に移転登記（相続登記）をすることになりますが、この相続登記をしないケースが増えており、このことが空き家問題などの一因になっているという指摘もあります。

このような理由で創設された「法定相続情報証明制度」の運用が開始することで、その都度戸籍書類一式を用意する必要があった相続登記や被相続人の預金の払い戻し手続き等が、今後は法務局で一定の手続きをすることにより、無料で必要な分だけ取得できる「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を各種相続手続きで利用できることとなります。

この制度のねらいは相続手続きの負担を減らし、法務局へ訪問してもらうことで相続登記を促すことにあり、手続きの時間短縮につながるメリットがあるとされています。

### 《手続きの一連の流れ》

- ① 申出・・・申出者が小除籍謄本等を収集、法定相続情報一覧図を作成して申出書とともに法務局へ提出
- ② 確認・交付・・・登記官により書類を確認、認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付
- ③ 利用・・・戸籍書類一式の代わりに各種相続手続きで利用可能